

ソーシャルワーカーの原理／原則と基準

－『ソーシャルワーカー倫理綱領』に見る－

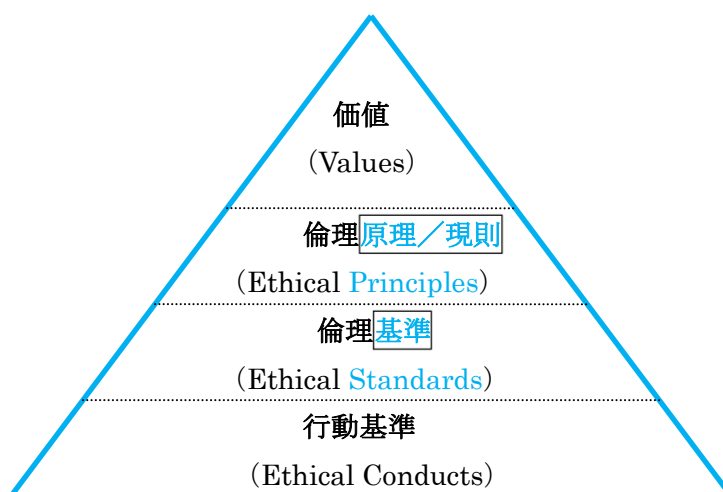
[資料1] ソーシャルワーカーの倫理綱領の構成の中の原理／原則と基準	p 2
[資料2] 我が国のソーシャルワーカーの倫理綱領の原理と基準	p 3
[資料3] 全米ソーシャルワーカー協会倫理綱領の原則と基準	p 4
[資料4] グローバル・ソーシャルワーク・コンGRESS : Global Social Work Congress	p 7
[資料5] グローバル・ソーシャルワーク・コンGRESS開会式：少数民族の難民の人たち	p 8
[資料6] 国際ソーシャルワーカー協会 : The Global Agenda	p 9
[資料7] ソーシャルワーク・プラクティスのグローバル基準について	p 10

[資料1] ソーシャルワーカーの倫理綱領の構成の中の原理／原則と基準

ソーシャルワーカーの倫理綱領の構成の中の原理／原則と基準

ソーシャルワーカー倫理綱領とは、先ず簡潔な単語で宣誓される6つの言葉からなる**価値**が最初にくる。次いで、その各価値を文章で説明した6つの**倫理原理／原則**がある。次に、その価値と倫理原則に則り、クライアント、同僚、実践現場、専門職、専門性、社会に対するソーシャルワーカーの倫理責任として**倫理基準**が説明されている。その倫理基準に則ったソーシャルワーカーの具体的行動が**行動基準**として詳述されている。以上のように、倫理綱領は体系化され、その全体構成を総合的に理解する必要がある。その全体構成を概略化したものが以下である。

ソーシャルワーカーの倫理綱領の構成



[資料2]我が国のソーシャルワーカーの倫理綱領の原理と基準

我が国のソーシャルワーカー倫理綱領の原理と基準

全文

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

原理

- I 人間の尊厳
- II 人権
- III 社会正義
- IV 集団的責任
- V 多様性の尊重
- VI 全人的存在

倫理基準

- I クライエントに対する倫理責任
- II 組織・職場に対する倫理責任
- III 社会に対する倫理責任
- IV 専門職としての倫理責任

III 社会に対する倫理責任

- 1 (ソーシャル・インクルージョン) ソーシャルワーカーは、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境などに立ち向かい、包括的な社会をめざす。
- 2 (社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。
- 3 (グローバル社会への働きかけ) ソーシャルワーカーは、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

(2020年 日本ソーシャルワーカー連盟)

全米ソーシャルワーカー協会倫理綱領の原則と基準

I. 前文 (Preamble)

II. 目的 (Purpose of the NASW Code of Ethics)

III. 価値 (Values) と倫理原則 (Ethical Principles)

1. サービス (Service)
 2. 社会正義 (Social Justice)
 3. 人の尊厳と価値 (Dignity and Worth of the Person)
 4. 人間関係の重要性 (Importance of Human Relationships)
 5. 誠実 (Integrity)
 6. 専門的力量 (Competence)
-

IV. 倫理基準 (Ethical Standards) と行動基準 (Ethical Conducts)

1. ソーシャルワーカーのクライアントに対する倫理責任
 2. ソーシャルワーカーの同僚に対する倫理責任
 3. ソーシャルワークの実践現場に対する倫理責任
 4. ソーシャルワーカーの専門職に対する倫理責任
 5. ソーシャルワーカーの専門性に対する倫理責任
 6. ソーシャルワーカーの社会に対する倫理責任
-

6. ソーシャルワーカーの社会に対する倫理責任

6. Social Workers' Ethical Responsibilities to the Broader Society

6.01 Social Welfare (社会福祉)

・ Social workers should promote the general welfare of society, from local to global levels, and the development of people, their communities, and their environments.

・ ソーシャルワーカーは、社会の包括的福祉をローカルからグローバルのレベルにおいて、人々と、その人々の地域と環境の発展を促進していくべきである。

・ Social workers should advocate for living conditions conducive to the fulfillment of basic human needs and should promote social, economic, political, and cultural values and institutions that are compatible with the realization of social justice.

・ ソーシャルワーカーは、人の基本的ニーズを満たす助けとなる生活条件をアドボケートすべきであり、社会的、経済的、政治的、文化的価値と社会正義の実現にふさわしい制度を促進していくべきである。

6.02 Public Participation (パブリック参加)

- Social workers should facilitate informed participation by the public in shaping social policies and institutions.

- ソーシャルワーカーは、社会政策と制度を整えていくための公認されたパブリック参加を促進していくべきである。

6.03 Public Emergencies (パブリック緊急支援)

- Social workers should provide appropriate professional services in public emergencies to the greatest extent possible.

- ソーシャルワーカーは、パブリック緊急支援において最大可能で適切な専門サービスを提供すべきである。

6.04 Social and Political Action (社会的・政治的活動)

(a)

- Social workers should engage in social and political action that seeks to ensure that all people have equal access to the resources, employment, services, and opportunities they require to meet their basic human needs and to develop fully.

- ソーシャルワーカーは、人々の基本的ニーズを満たす社会資源、就労、サービスに、すべての人々が平等にアクセスできて十分に成長することが保証されるよう、社会的・政治的活動にかかわっていくべきである。

- Social workers should be aware of the impact of the political arena on practice and should advocate for changes in policy and legislation to improve social conditions to meet basic human needs and promote social justice.

- ソーシャルワーカーは、プラクティスにおいて政治的分野に影響を与えるよう関心を払うべきであり、そして人びとの基本的ニーズをみたく社会的条件を改善し、社会正義を促進するための政策的・法的な変革をアドボケイトしていくべきである。

(b)

- Social workers should act to expand choice and opportunity for all people, with special regard for vulnerable, disadvantaged, oppressed, and exploited people and groups.

- ソーシャルワーカーは、アメリカ合衆国ならびにグローバルに、脆弱で、不利な立場にあり、抑圧され、搾取されている人々とグループに特に関心をはらうとともに、すべての人々の選択と機会をひろげていけるよう行動していくべきである。

(c)

- Social workers should promote conditions that encourage respect for cultural and social diversity within the United States and globally.

- ソーシャルワーカーは、アメリカ合衆国ならびにグローバルに、文化的、社会的多様性を尊重することを奨励する状況を促進していくべきである。

- Social workers should promote policies and practices that demonstrate respect for difference, support the expansion of cultural knowledge and resources, advocate for

programs and institutions that demonstrate cultural competence, and promote policies that safeguard the rights of and confirm equity and social justice for all people.

・ソーシャルワーカーは、人々の違いを尊重し、文化についての知識と情報を広げ、文化に関するコンピテンスを示し、そしてすべての人々の平等と社会正義を保障する権利をまもる政策を促進するプログラムと制度をアドボケイトしていく対策とプラクティスを促進していくべきである。

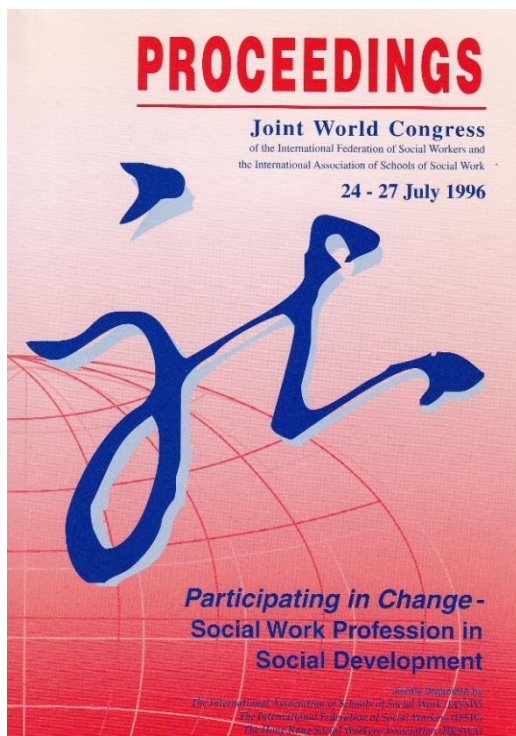
(d)

・ Social workers should act to prevent and eliminate domination of, exploitation of, and discrimination against any person, group, or class on the basis of race, ethnicity, national origin, color, sex, sexual orientation, gender identity or expression, age, marital status, political belief, religion, immigration status, or mental or physical ability.

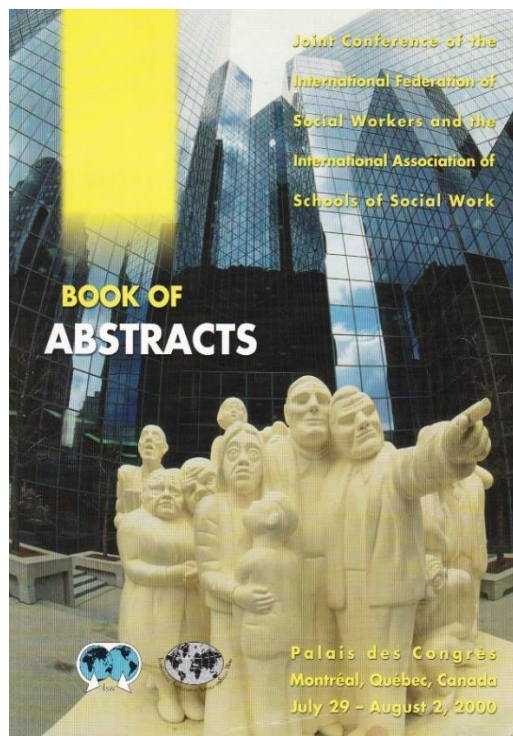
・ ソーシャルワーカーは、人種、民族、国籍、肌の色、性別、性的志向、ジェンダー・アイデンティティ、表現、年齢、結婚状況、政治信念、宗教、移民であること、メンタルあるいはフィジカルにもとづいて、一人の人、グループ、クラスに対する支配、搾取、差別を防ぐ行動をしていくべきである。

[資料4] グローバル・ソーシャルワーク・コンGRESS : Global Social Work Congress

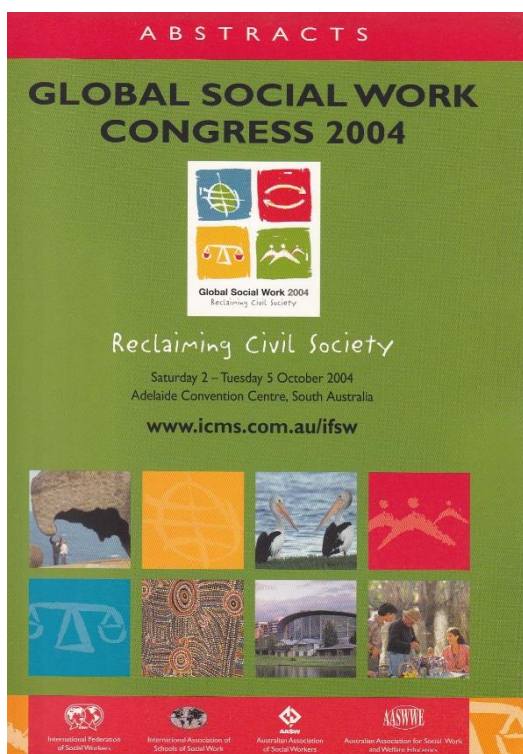
1996年 ホンコン



2000年 モントリオール、カナダ

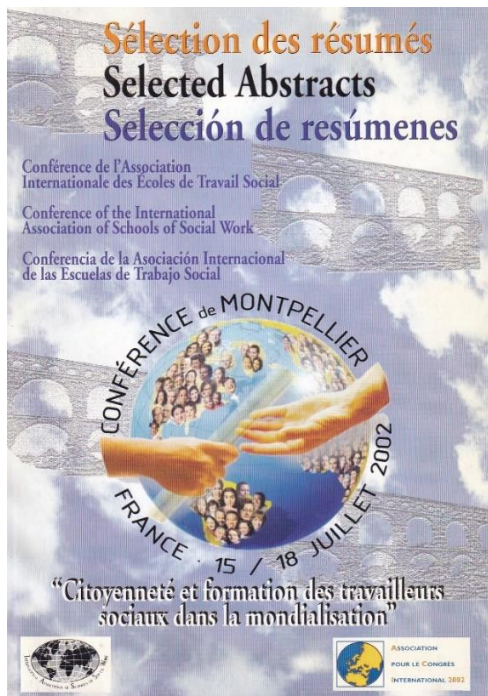


2004年 アデレード、オーストラリア

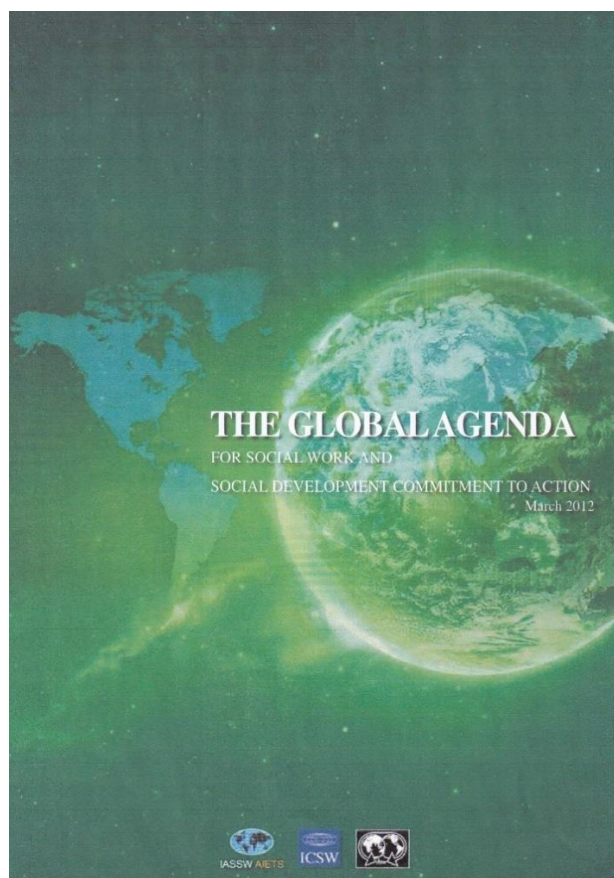


[資料5] グローバル・ソーシャルワーク・コンGRESSの開会式：少数民族の難民の人たちを称えて

2002年 モンペリエ、フランス



[資料6]国際ソーシャルワーカー協会：The Global Agenda



We will prioritise our endeavours to these ends.

We intend during the period 2012-2016 to focus our efforts on the following areas:

- Promoting social and economic equalities
- Promoting the dignity and worth of peoples
- Working toward environmental sustainability
- Strengthening recognition of the importance of human relationships

われわれはソーシャルワーカーとして、

- ・社会的、経済的平等を促進する
- ・人間の尊厳と価値を促進する
- ・環境の持続可能性に働きかける
- ・人間関係の重要性の理解を強化する

[資料7] ソーシャルワーク・プラクティスのグローバル基準について (『グローバルスタンダードにもとづくソーシャルワーク・プラクティス』の「書評」の返答として書かれた原稿から)

1. 本書の第一の特徴と課題

本書の第一の特徴と課題として、「本書は、主として北米を念頭に、ソーシャルワーク・プラクティス理論の近年の動向を「モダンとポスト・モダン」を準拠枠として概観したものと見える」と書かれている。そこに、3つのキーワードを見て取ることができる。“北米を念頭”にしているということ、“ソーシャルワーク・プラクティス理論”ということ、そして、近年の動向としての“モダンとポスト・モダン”という言葉である。“ソーシャルワーク”を、産業化、都市化、技術革新という“モダン”な時代の幕開けとなった1900年代前後の“北米”、特にアメリカにおいて、リッチモンドが『社会診断』や『ソーシャル・ケース・ワークとは何か?』を著わした時代にまでさかのぼり、その発展過程を、この“近年”、あるいは“現代”までの動向とすると、指摘されているように本書は、主として“北米を念頭”に、近年の動向としての“モダンとポスト・モダン”を“準拠枠として概観した”ものである。この中でも“北米”あるいは、“アメリカ”を中心としたソーシャルワーク・プラクティス理論を概観していることは、この本の“特徴”であるとともに、この本の“課題”であるという指摘は的確である。何が課題となるかは、後述する他の指摘との関連で深めてみたい。

その最初の指摘の中に、つづけて、「本書は狭義のソーシャルワーク理論だけでなく、ソーシャルワークの価値や理念への言及」をしていると述べている。つまり、“理論”とともに、“価値や理念”に言及しているという指摘である。ソーシャルワークを考える上で、「専門知識 (professional knowledge)」としての“理論”と“方法”、そして「専門技術 (professional skill)」が、その理論や方法としての“ケースワーク”“グループワーク”“コミュニティ・オーガニゼーション”の発展や、“貧困”“児童”“高齢者”等といった分野への専門分化が、1970年代までのアメリカを中心とした“動向”であった。ソーシャルワークの専門性、専門職“分化”、あるいは、“乖離”が進んだ。1970年代に入り、バートレットの『ソーシャルワーク・プラクティスの共通基盤』が、全米ソーシャルワーカー協会から出版され、その中で「専門価値 (professional value)」の重要性の“(再) 発見”と、(再) 認識がされた。専門職団体であるソーシャルワーカー協会における「価値」を中心にそえた『倫理綱領』の成立、教育・訓練機関であるソーシャルワーク教育協議会における『教育方針と認可基準』の作成が行われた。その後、「価値」を“基本原理 (fundamental principles)”として、国際ソーシャルワーカー協会と国際ソーシャルワーク学校連盟による『ソーシャルワークのグローバル定義』が承認され、現代へとつづいている。

「ソーシャルワーク・プラクティス」は“一つの専門性／専門職 (a profession/professional)”を意味する。その総体を、たとえば、「知識」であり、「技術」で

あり、「価値」の一つの側面を、たとえば、「理論」だけに特化した論文や学術書として、その一つを切り離して論じることもできる。しかしそのことで、「ソーシャルワーク・プラクティス」としての専門性 (profession)、「ソーシャルワーク・プラクティショナー」としての専門職同一性 (professional identity) が失われてしまうこともある。そこで、本書では、特に最初の部分では、“理論だけでなく、価値の言及”を大分にわたって行った。本書の表紙のタイトルの下に「価値と理論」というサブタイトルを入れた理由も、それである。

そこで、“理論だけでなく、価値の言及”を行い、「理論」だけに限定しないで、「価値」に言及したことで、「理論」に関する研究者に向けた学術書の特徴から離れる印象をあたえることになった。このことが、次に指摘されている文章と関連する。「実践のガイドラインの紹介、事例などが随所に盛り込まれており、それゆえやや論点が拡大した感は否めない。取り上げた理論も網羅的であり、理論同士の関係や位置づけが必ずしも整理されていないことは惜しまれる。」ソーシャルワーク・プラクティスは“一つの専門性／専門職”であり、実践者 (practitioner) であると考えるので、本書では、その実践者に向けて、「内包」としての理論に精通するとともに、“現場”のこと、具体的“事例”といった「外延」を示しておく必要性を感じた。そこで、本書の『まえがき』において、「これからのソーシャルワークのプラクティス (実践)、教育、研究において、実践者、教育者、研究者として自ら問い直し、すすんでいこうとするとき、一つの道しるべとなれば幸いである」(「まえがき」iv 頁) と書いたのであるが、本書は、研究者に向けた学術書であろうとするとともに、実践者に向けた実践書であり、教育者に向けた教育書であろうとして、“欲張った”ものとなった。よく言えば“総括的・統合的であろう”としたが、指摘されているように、「理論」に関しては“取り上げた理論も網羅的であり、理論同士の関係や位置づけが必ずしも整理されていない”という課題の残るものとなっているのは事実である。

2. 本書の第二の特徴と課題

本書の第二の特徴と課題としての指摘は、「筆者がソーシャルワーク・プラクティス理論において2000年以降に起こった変化として記述するいくつかのものには、すでに勃興して久しい理論が含まれている」のではないかと、ということである。その指摘は、「たとえば、「革新的ソーシャルワーク」(107頁)に分類される急進的 (radical) ソーシャルワークは、少なくとも英国では1970年代から80年代初頭にかけて一定の盛り上がりを見せているし、フェミニスト・ソーシャルワークについてもドミネリらによる同名の著書が発行されたのは1989年である」と述べている。そこで、「これらの理論と「批判的 (critical) ソーシャルワーク」を同列に2000年以降に発展したものと見るのは正確さに欠けるのではあるまいか」ということと、「筆者の認識は、社会変革を全面に押し出す「革新的ソーシャルワーク」が包含する一群の理論が、2000年以降「再評価」されているということなのだろうか」という二つの指摘がある。このことを検討してみよう。

この中で、幾つかのキーワードを整理しておこう。まず、「革新的ソーシャルワーク

(Progressive social work)」、「急進的ソーシャルワーク (Radical social work)」、「批判的ソーシャルワーク (Critical social work)」、「フェミニスト・ソーシャルワーク (Feminist social work)」という4つのことばである。この指摘のきっかけとなっている本書の表(107頁)を書き出しておこう。

従来のと将来的ソーシャルワーク・プラクティスの視点／アプローチ

従来の (Conventional)		革新的 (Progressive)
個人変革	環境の中の個人 (個人変革、そして/ あるいは限定的社会変革)	根本的社会変革／変換
精神力動	一般システム理論	フェミニスト・ソーシャルワーク
行動変容	エコ・システム (生態学的)	マルクス主義・ソーシャルワーク
クライアント中心	生活モデル	急進的ソーシャルワーク
クライアント中心	問題解決	構造的ソーシャルワーク
臨床的	ストレングス視点	反人種主義的ソーシャルワーク
家族療法		反抑圧的ソーシャルワーク
ケースワーク		批判的ポストモダン・ソーシャルワーク
行動変容		

Bob Mullaly (Third Edition) (2007). *The New Structural Social Work*. Oxford University Press. 原著：48頁を参考に著者が作成

この表で示されているように、「従来のソーシャルワーク (Conventional social work)」と「革新的ソーシャルワーク (Progressive social work)」に、ムラリーは現代までに発展してきた「ソーシャルワーク・プラクティス」の理論を大きく二つに分けて分類している。そして、「従来のソーシャルワーク」を二つに細分し、“個人変革 (変容) 理論 (personal change)”と“環境の中の個人変革理論 (person-in-environment)”に分けて分類している。

「従来のソーシャルワーク」の理論は、“個人変革 (personal change)”と“限定的社会変革 (limited social change)”であり、「革新的ソーシャルワーク」の理論は、“根本的社会変革／変換 (fundamental social change/transformation)”として細かく分類していることが特徴である。そして、「急進的ソーシャルワーク」と「批判的ソーシャルワーク (批判的ポストモダン・ソーシャルワーク)」と「フェミニスト・ソーシャルワーク」は、「革新的ソーシャルワーク」の方の分類に入れてあることがわかる。

ムラリー (2007年) は、「第1章、第2節ソーシャルワークの展望：革新的視点 (2. The Social Work Vision: A Progressive View (pp. 44-49))」において、この表を提示したあと、次のように指摘している。

Unfortunately, systems theory and ecological perspectives (under the ‘person-in-environment’ subheading in [Table 2.1](#)), which have now been around for over 30 years, are still presented as core social work theory in many School Work in North America. [Box 2.2](#) outlines a number of serious limitations and flaws with this perspective that have been cited in the progressive literature for over two decades (see, e.g., Page, 2003; Finn and Jacobson, 2003). Those and other limitations are discussed more fully in Chapter 9. (pp. 48-49)

先に「本書は、主として北米を念頭に、ソーシャルワーク・プラクティス理論の近年の動向を「モダンとポスト・モダン」を準拠枠として概観したものといえる」、つまり“北米を念頭”にしていると指摘されたことは先述した。その北米、特にアメリカの状況は、異なっていることが伺える。ムラリーの本の出版社はイギリスが本拠地であり、カナダにおいても支社がある。つまり、ヨーロッパ、とくにイギリス、そのイギリスの影響を受けている英語圏のブリティッシュ・コロンビア、そして、フランス語圏のケベックやモンリオールのようにフランスの影響を受けているカナダの地でも出版されたのが、この本である。

モダンとポスト・モダンは、“段階的に発展していく”という考えを前提とする場合、モダンからポスト・モダンへと変遷する過程において、国や地域において“タイムラグ（時間差）”がでてくるとも考えられる。また他方では、この“段階的発展論”に対し、“段階的多様論”ともいえる、その変化する過程は、必ずしもポスト・モダンへの発展を前提とするものではなく、国や地域において、その発展段階には“多様性”があるとする考え方も可能であろう。そこで、ムラリーのいう、アメリカにおいて、ポスト・モダンから20年から30年“遅れている”とするのか、ポスト・モダンが“かならず起きる”として、その決められた進展過程としてとらえることには慎重でなければならない。また、「哲学（理論／思想）の歴史的発展」と「社会学理論の歴史的発展」と「ソーシャルワーク・プラクティス理論の歴史的発展」とは、それぞれに違いがあることは認識しておく必要がある。その“歴史的発展”は、タイムラグがありながらも、相互に影響を受けながら発展する場合もあれば、あるいは、相互に関係することなく、別々に発展していく場合もある。

つまり、“本書は、主として北米を念頭に”おいたものであり、イギリスやカナダ、その他の国での理論や思想の発展は、アメリカの中での理論や思想の発展と異なり、近代、その理論は、より多様性を帯びてきていることを示している。アメリカは、プラグマティズム発祥の地であり、現代も、そのモダンの継承と、“リアリティは存在し、発見できる”という思想としてのポジティビズム (Oktay, 2012: 22)、そして科学の信奉を基盤にし、近代、現代へと続いている。もう一つ考えられることは、本書でとりあげたフィッシャー (Fisher 1991. 表3-2) が示しているように、また後述する第3の指摘とも関連するが、「客観主義（オブジェクティブスト）」と「構成主義（コンストラクティブスト）」の認識論の違いに目をむけることも必要である。アメリカは、オブジェクティブストに基盤をおく思想や理論が主流

にある。また、新・旧キリスト教を思想、文化、政治の基盤とする西ヨーロッパ諸国において、ムラリーの表の中で「革新的ソーシャルワーク」に分類されている「急進的ソーシャルワーク」、「批判的ソーシャルワーク（批判的ポストモダン・ソーシャルワーク）」、「フェミニスト・ソーシャルワーク」の発展に影響を与えたマルクス思想があるが、アメリカにはその影響は少ないと推測することもできる。

しかしながら以上の説明が、“これらの理論と「批判的 (critical) ソーシャルワーク」を同列に2000年以降に発展したものと見るのは正確さに欠けるのではあるまいか”との指摘に対する答えになっているか、自信はない。また、“それとも筆者の認識は、社会変革を全面に押し出す「革新的ソーシャルワーク」が包含する一群の理論が、2000年以降「再評価」されているということなのだろうか”という指摘に対しも、回答を見出しえない。世界全体の多様な“理論の発展”を統合し、統一して一つの“理論の発展”として提示することができるのか。世界が、“グローバル化”し、“多様性”を深め、特に、アジアの国々の発展は目覚ましく、世界全体が急速に変化してきている中で、ソーシャルワークの“理論”と“価値”が大きな影響を受け、変化し発展している。たとえば、次の世代の人々も見据えた“持続可能性 (sustainability)”といった第三世代の人権を含め、その“価値”の拡大とともに、他方その“理論”である「哲学 (思想/理論) の歴史的発展」と「社会学理論の歴史的発展」(「経済学理論」「政治学理論」、その他の理論も含め)、そしてここでのテーマである「ソーシャルワーク・プラクティス “理論” の歴史的発展」は、“北米を念頭におく”だけでなく、オーストラリア、ニュージーランド、そして、アジア諸国、そして世界の中の多くの“新興国”においても、複雑に、そしてダイナミックに変化していることだけは事実である。そこで、以上の指摘は、“国際ソーシャルワーク (International Social Work)”として、“グローバル・スタンダード・ソーシャルワーク (Global Standard Social Work)”として議論をすすめていく上でも、これからの課題として残されている。

3. 本書の第三の特徴と課題

本書の第三の特徴と課題として、「このほか、ポスト・モダンの視点に立つソーシャルワーク・プラクティス理論は押しなべて「ピープルファースト」の視点と親和的であるといえるのか」と、「ルンディは「構造的」なもの「構成的」なもの調和を図ることに果たして成功したのか、またこの両者の調和をはかることはソーシャルワーク理論上どのような意義を有するかなど、興味深い論点がいくつか見だされた。筆者がこれらの問題をどう捉えているのか」という二つの指摘である。

最初の指摘にある“「ピープルファースト」の視点”を整理しておこう。アメリカ大統領が言うことばに、“America, First!”がある。“American, First!”とは言っていない。つまり、“アメリカという国 (合衆国: The United States of America (USA))”を、最初に考えようという意味で、“アメリカ人 (アメリカの人々 (the People of/in The United States of America))”を最初に考えようという意味とは、そのニュアンスが違う。その人の“国籍

(nationality)”を定義するとき、「その“地”で生まれた者」とするか、「その親の“血”のつながった者」とするか、つまり、その“地”か、その“血”かという大きく二つの決め方がある（その他の決め方もある）。アメリカは、そのアメリカ（USA）の地で生まれた者は、“アメリカ人（American）”となり、日本は、その日本人（Japanese）から生まれた者は“日本人（Japanese）”となる。（たとえば、アメリカで生まれた、日本人の赤ん坊は、二つの国籍（Japan & USA）をもち、Japaneseであり、Americanとなる。）

その日本の憲法に“(日本) 国民”ということばがある。明治の“帝国憲法”を破棄し、第二次世界大戦後にアメリカによる強い要請により、この憲法は、“国民（主権）国家”を基本とするものとして成立した。日本語の“国民”は、そのもとの英文では“the people”となっている。（基本的人権を考えると、それを自然法として考えようとすることもあるように、“natural person（自然人）”とすべきという説もあったと伝えられている。）つまり、“国民”として邦訳される原文（英文）である“the people”は、“people”に“the”をつけることによって、その“日本（という国）”の“人々”という意味となろう。

そこで、ソーシャルワーク・プラクティス理論と“「ピープルファースト」の視点”を関連付けて、ここでは六つに範疇化してしておこう。ただし、この“範疇化”は、ここでの議論をすすめるための“仮の定義”である。

1. “The Nation/Region, First!”	“その国／その地域を、最初に考える”
2. “A Nation/Region, First!”	“国／地域を、最初に考える”
3. “The People, First!”	“その国／その地域の人々を、最初に考える”
4. “People, First!”	“この世に生まれ／生まれてくるの人々を、最初に考える”
5. “The Person, First!”	“その人を、最初に考える”
6. “Person, First!”	“人（間）（Human-being）を、最初に考える”

つぎに、“「ピープルファースト」の視点”と関連付けて、“ソーシャルワーク（Social Work）”を、ここでは3つに分類しておこう。

International (Standard) Social Work は”The Nation, First!”、あるいは”A Nation, First!”
Global (Standard) Social Work は”The People, First!”、あるいは”People, First!”
Social Work (Direct) Practice は”The Person, First!”、あるいは”Person, First!”

そのうえで、本書の特徴は、*Global (Standard) Social Work* であり、*Social Work (Direct) Practice* であり、その理念（視点）は、“The”を取った”People, First!”と”Person, First!”であるといえる。

そこで、「ポスト・モダンの視点に立つソーシャルワーク・プラクティス理論は押しなべて「ピープルファースト」の視点と親和的であるといえるのか」という指摘については、本

書の特徴である「“The”を取った”People, First!”と”Person, First!”を理念（視点）とする *Global (Standard) Social Work* であり、*Social Work (Direct) Practice*」が、「“ポスト・モダンの視点に立つソーシャルワーク・プラクティス理論”」と“親和的”といえるか、という問いに答えなければならないであろう。しかし、「“ポスト・モダンの視点に立つソーシャルワーク・プラクティス理論”」における、この“ポスト・モダンの視点”が、明確に自分自身のなかで理解できていない。この指摘についても、これからの課題としていきたい。

4. 本書の第四の特徴と課題

本書の第四の特徴と課題として、「ソーシャルワーク理論を幅広く学びたいという学習者にとって、原文が並記してある本書が非常に役立つことは間違いないだろう。その一方、本書を理論の研究書として見たとき、個々の理論に対する批判や吟味という点で若干不満が残る」との指摘がある。第一の特徴と課題のところで書いたことの繰り返しになるが、ソーシャルワーク・プラクティスは“一つの専門性／専門職”であり、実践者（*practitioner*）であると考えられる。また、「ソーシャルワークのグローバル定義」において、ソーシャルワークは、「実践に基づいた専門職でありあり学問である」とも明記してある。そこで、本書は、研究者に向けた学術書であろうとするとともに、実践者に向けた実践書であり、教育者に向けた教育書であろうとして、「本書を理論の研究書として見たとき」、「個々の理論に対する批判や吟味という点で若干不満が残る」との指摘は正当である。

今回、本書を書くにあたって、特に気を付けたことがある。それは、「第6章 ソーシャルワーク・プラクティスを総合的に提示した理論」の中で、「本章で理論を横断的（あるいは、網羅的）に示す意義は、・・・ある理論が“すぐれていて”、他の理論が“劣っている”ことを示すためではなく、ソーシャルワーカーは、各種の理論を理解し、多様な技術を習得しておく必要がある」こと、「ある理論が“すぐれていて”、他の理論が“劣っている”ことを示すためではなく、ソーシャルワーカーは、各種の理論を理解し、多様な技術を習得しておく必要がある」、そして、「ソーシャルワーク・プラクティス理論を学ぶとき、ある理論だけを取り出して、それだけを“権威づけてしまう”ことに慎重でなければならない（本書 183～184頁）」として、あえて「個々の理論に対する批判や吟味」をさしひかえたところがある。ただし、指摘のとおり、「理論の研究書として見たとき、個々の理論に対する批判や吟味」をしていくことは、今後の課題である。最後にくりかえしになるが、本書が、これからのソーシャルワークのプラクティス（実践）、教育、研究において、実践者、教育者、研究者として自ら問い直し、すすんでいこうとするとき、一つの道しるべとなれば幸いである。